
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」の改正案**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品会計の時価等の開示に関する適用指針」（以下「時価開示適用指針」という。）における「破産更生債権等」の取扱い及び時価開示適用指針の改正案（HP では非公表）について、ASBJ 事務局の提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 539 回企業会計基準委員会等¹及び第 540 回企業会計基準委員会等²において、IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の定めを取入れ方について事務局の分析及び提案をお示しした。これに併せて、第 540 回企業会計基準委員会審議事項(1)-5 においては、現行の時価開示適用指針に含まれる既存の定めを削除及び見直しの要否について事務局の分析及び提案をお示しした。
3. ここで、時価開示適用指針に含まれている「破産更生債権等」について、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）の改正案及び「金融資産の予想信用損失に関する会計上の取扱いに係る適用指針（案）」（以下「予想信用損失適用指針（案）」という。また、金融商品会計基準の改正案と合わせて「予想信用損失適用指針（案）等」という。）では、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等という債権区分をなくす予定である。この点について、第 540 回企業会計基準委員会等において事務局の分析及び提案をお示ししていなかったため、本資料において検討する。
4. 前項の論点に関連して、「破産更生債権等」の取扱いについての検討をあわせてお示しする。また、当該検討を踏まえた時価開示適用指針の改正案をお示しする。

¹ 第 539 回企業会計基準委員会（2025 年 1 月 21 日開催）及び第 231 回金融商品専門委員会（2025 年 1 月 16 日開催）を合わせて「第 539 回企業会計基準委員会等」という。

² 第 540 回企業会計基準委員会（2025 年 2 月 3 日開催）及び第 232 回金融商品専門委員会（2025 年 1 月 28 日開催）を合わせて「第 540 回企業会計基準委員会等」という。

III. ASBJ 事務局による分析及び提案

破産更生債権等の取扱い

(現行の定め)

5. 企業会計審議会が公表した企業会計原則注解において、貸借対照表の流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について次のとおり定められている。

〔注 16〕 流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について（貸借対照表原則四の（一）及び（二））

受取手形、売掛金、前払金、支払手形、買掛金、前受金等の当該企業の主目的たる営業取引により発生した債権及び債務は、流動資産又は流動負債に属するものとする。ただし、これらの債権のうち、破産債権、更生債権及びこれに準ずる債権で1年以内に回収されないことが明らかなものは、固定資産たる投資その他の資産に属するものとする。

(以下略)

6. 前項に関して、現行の金融商品会計基準では、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等という債権区分に関する定めはあるものの、表示について定めていない。また、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「連結財規」という。）においても、「破産更生債権等」という科目による区分掲記は求められていない。
7. 一方、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（以下「財規」という。）第 32 条では、次のとおり表示科目について定められている。

(投資その他の資産の区分表示)

第三十二条 投資その他の資産に属する資産は、次に掲げる項目の区分に従い、当該資産を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。

一～六 (略)

七 長期貸付金。ただし、株主、役員、従業員又は関係会社に対する長期貸付金を除く。

八 株主、役員又は従業員に対する長期貸付金

九 関係会社長期貸付金

十 破産更生債権等

(以下略)

(分析)

8. 本資料第3項のとおり、予想信用損失適用指針(案)等では、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等という債権区分をなくす予定であることから、時価開示適用指針において「破産更生債権等」を残すことは予想信用損失適用指針(案)等と整合しないと考えられる。
9. この点、企業会計原則注解注16において、破産債権、更生債権及びこれに準ずる債権で1年以内に回収されないことが明らかなものは、固定資産たる投資その他の資産に属するものとする定められていることを踏まえると、「破産更生債権等」を削除するのみでは十分な対応とはならないと考えられる。
10. ここで、現在提案している予想信用損失適用指針(案)等では、将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える1つ又は複数の事象が発生している債権及び満期保有目的の債券を信用減損金融資産と定めている。破産更生債権等と信用減損金融資産に該当する債権は異なる概念ではあるものの、新たに予想信用損失モデルを導入して破産更生債権等という債権区分がなくなることを踏まえると、時価開示適用指針においては、本論点のために破産更生債権等に相当する債権区分を新たに設けるのではなく、信用減損金融資産に該当する債権を「信用減損債権」とした上で、「破産更生債権等」に代えて用いることが考えられる。
11. なお、現行の金融商品会計基準において表示の定めを設けておらず、個別財務諸表における表示科目は財規において定められていることや、連結財規においては「破産更生債権等」という科目による区分掲記が求められていないことを踏まえ、予想信用損失適用指針(案)等においては、「信用減損債権」の表示を求めないことが考えられる。

(ASBJ事務局による提案)

12. 本資料第5項から前項の分析に基づき、時価開示適用指針において「破産更生債権等」に代えて「信用減損債権」を用いることが考えられるがどうか。

ディスカッション・ポイント1

本資料第5項から前項に示した事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

時価開示適用指針の改正案

13. 本資料第 12 項の事務局提案を前提として、本資料の別紙に以下の内容を反映した時価開示適用指針の改正案（HP では非公表）を示しており、これについてご意見を伺いたい。

(1) 第 540 回企業会計基準委員会審議事項(1)-5 第 67 項及び第 71 項において提案した時価開示適用指針の見直しについての事務局提案

ただし、一部の文言について表現の見直しを行っており、第 540 回企業会計基準委員会等における事務局提案からの変更点を修正履歴付でお示ししている。

(2) 予想信用損失適用指針（案）（審議事項(5)-2）、金融商品会計基準の改正案（審議事項(5)-3 及び審議事項(5)-4）及び金融商品実務指針の改正案（審議事項(5)-5 及び審議事項(5)-6）

ディスカッション・ポイント 2

時価開示適用指針の改正案（HP では非公表）についてご意見を伺いたい。

以 上